令和7年度

湖東地区行政一部事務組合消防職員
（高校卒業程度）採用試験

受　験　案　内

受付期間　令和7年8月6日（水）～令和7年8月27日（水）

試 験 日　（第1次試験）　令和7年9月21日（日）

試 験 場　秋田県市町村会館

問い合わせ
申込書請求
受験申込み

湖東地区消防本部総務課
電話（018-874-2420）
〒018-1516
秋田県南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1

湖東地区行政一部事務組合消防職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職　　種	採用予定人員
高校卒業程度	消防職員	若干名

職務内容
湖東地区行政一部事務組合の湖東地区消防本部及び消防署、昭和・八郎潟分署において、地域住民の生命・身体及び財産を災害から守る為に、主に次の業務を行います。 ○ 火災等の除去・鎮圧、火災原因調査、救助、救急等 ○ 建物の安全指導、火災予防の為の立入検査、危険物施設の安全対策、防火管理者等への指導 ○ 地域住民の安全確保、要配慮者の安全確保、消防広報等 ○ 消防車両・機器の整備等 ○ 震災対策、防災訓練指導、消防水利の点検・整備等 ○ その他消防行政に関する業務 上記のほか、湖東地区消防本部総務課に勤務し、行政事務を行う事があります。

2. 受験資格

(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1)　受験資格

平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校卒業以上又は令和8年3月卒業見込みであり、普通自動車運転免許の取得者であること。ただし、免許証のない者は任用時までに取得すること。

(2)　欠格事項

①　日本の国籍を有しない者

②　地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・本組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1)　第1次試験

＜教養試験＞	
出題形式	出題分野
5枝択一式 40題・2時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題
＜検査(性格特性検査)＞	
出題形式	使用目的

択一式 150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

（2） 第2次試験

試　　験	方　　法
口述試験 作　　文	個別面接により主として人物についての試験 主として文章表現力等についての試験
体力度試験	次の試験により、職務執行に必要な基礎的体力を有するかどうか試験を行います。 ① 体力（懸垂） ② 敏捷性（時間往復走） ③ 跳躍力（垂直跳び） ④ 起き上がり（腹筋）
身体検査	提出を求める健康診断書により職務執行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。 ① 両眼の矯正視力0．7以上、裸眼視力0．3以上で赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ② 聴力は正常であること。 ③ 握力は左右とも35kg以上であること。ただし、女子はこの限りでない。

（3） 資格調査

資格調査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

区　　分	第1次試験	第2次試験
日　　時	令和7年9月21日（日）	第1次試験合格者に通知します。
受付開始	午前9時	
試験説明	午前9時45分～午前10時	
教養試験	午前10時～正午	
検　　査	午後0時10分～午後0時30分	
場　　所	（住　所）秋田市山王4丁目2－3 （会場名）秋田県市町村会館	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。
また、携帯電話は試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

5. 合格者発表

第1次試験合格者発表	令和7年10月中旬	潟上市役所、井川町役場、八郎潟町役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和7年11月中旬	

6. 合格から採用までの経路

（1） 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
（2） この名簿からの採用は、令和8年4月以降の予定です。
（3） 採用された場合は業務の特殊性から、原則として潟上市（昭和・飯田川地区）、井川町、八郎潟

町に居住することが必要となります。

7. 給　与

初任給は原則として現行では189，334円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

（1）　申込用紙の請求

申込用紙は湖東地区消防本部に請求して下さい。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して180円切手を貼った返信用封筒（A4）を必ず同封して簡易書留等で郵送して下さい。（※普通郵便での送付事故には対応できません。）

（2）　申込手続

①　持参の場合　申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4．5センチの写真1葉を貼って、湖東地区消防本部宛に提出して下さい。

②　郵送の場合　①と同じものと宛先を明記した110円切手を貼った返信用封筒（定型）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送して下さい。（※普通郵便での送付事故には対応できません。）受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせ下さい。

（3）　受付期間

令和7年8月6日（水）～令和7年8月27日（水）
申込は土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までです。
郵送の場合は8月27日（水）までに届いたものに限り受付いたします。

（4）　提出書類等

①　申込書及び自己紹介書　各1部　（所定の用紙を使用すること。）
②　受験料　不要

9. 試験結果の開示

（1）　湖東地区行政一部事務組合個人情報保護条例（平成27年条例第4号）第11条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。

（2）　電話やはがき等による請求はできません。

（3）　受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、平日の午前8時30分～午後5時までの間に湖東地区消防本部総務課へ直接おいで下さい。

（4）　第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。

（5）　第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

（1）　申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。

(2)　この試験の第1次試験は「秋田県町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。

(3)当組合は男鹿地区消防一部事務組合との消防広域化協議中ですので、新組織での採用となる場合があります。